



東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 パブリックビューイング ガイドライン

2020年1月

目 次

1. はじめに	2
2. 大会の概要	3
3. パブリックビューイング実施に関わる組織	4
4. パブリックビューイングとは、及び会場の選定	5
5. パブリックビューイングを実施できる主体	7
6. 申請の要否の分類	10
7. 申請・実施・報告の流れ	11
8. 放映できる映像	16
9. 費用負担	20
10. 映像使用に関する問合せ・申請先	21
11. 使用できる呼称	22
12. 基本スケジュール	23
13. 使用可能なPRツール	24
14. アンブッシュマーケティングの防止	29
15. 告知や広報、配布物、自主制作物	30
16. ご注意いただきたい点	31
17. （補足）東京2020大会に係る様々なルールについて	37
18. 担当連絡先	41

【別添資料】 提出資料の様式・記入例

1. はじめに

いよいよ2020年夏に世界的なスポーツの祭典である東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。

パブリックビューイングは、競技会場以外で競技を観戦し、大会の臨場感や会場との一体感を味わうことができる場所です。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、皆様がパブリックビューイングを通じてスポーツの素晴らしさを感じ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が、多くの方にとり、かけがえのない感動と記憶として残っていくことを願っております。

本ガイドラインでは、パブリックビューイングを実施するために必要な手続の流れや注意事項をまとめております。ご一読いただいた上、申請書・実施計画書・確認書の様式を使用してお申し込みください。

多くの皆様に大会を楽しんでいただける機会として、パブリックビューイングの実施をご検討いただければ幸いです。

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

2. 大会の概要

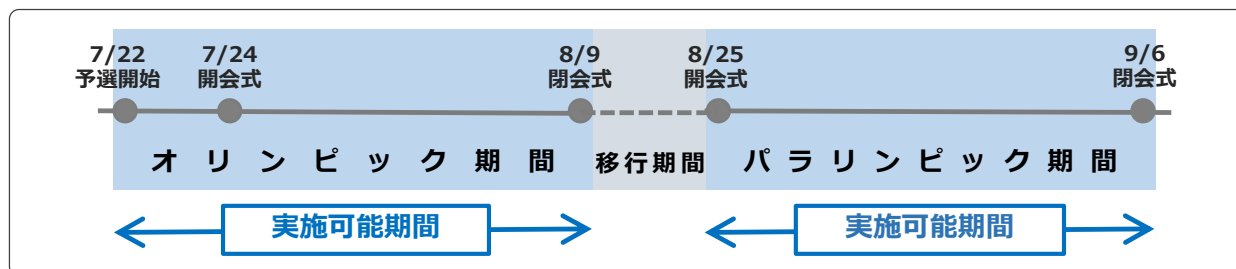
■大会名：東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

(以下「東京2020大会」と言います。)

■開催期間：東京2020オリンピック 2020年7月24日（金）～8月9日（日）

東京2020パラリンピック 2020年8月25日（火）～9月6日（日）

※オリンピックでは、7月22日（水）より予選が実施される競技があります。（ソフトボール・サッカー）これらの競技中継がある場合は、パブリックビューイングを実施することができます。



(参考) オリンピック競技スケジュール

<https://tokyo2020.org/jp/games/schedule/olympic/>

パラリンピック競技スケジュール

<https://tokyo2020.org/jp/games/schedule/paralympic/>

3. パブリックビューイング実施に関わる組織

パブリックビューイングは、以下の2つの組織の承認のもとで実施されます。

①公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

(以下「組織委員会」と言います。)

- － 「東京2020大会」に関わるすべての権利は、国際オリンピック委員会（以下「IOC」と言います。）と国際パラリンピック委員会（以下「IPC」と言います。）が有しています。
- － 組織委員会は、IOC・IPCに代わり、パブリックビューイング実施の申請を受け付け、承認します。

②映像素材を提供する国内の東京2020大会の放映権を有する放送事業者

(以下「放映権者」と言います。)

- － 東京2020オリンピックの日本国内の放映権は、ジャパンコンソーシアム（以下「JC」と言います。）が保有しています。

※JC－日本放送協会（以下「NHK」と言います。）と一般社団法人日本民間放送連盟で構成される組織

※日本国内の放映権－日本国内における、テレビやラジオ、インターネット、パブリックビューイング等すべてのメディアの権利

- － 東京2020パラリンピックの日本国内の放映権は、NHKが保有しています。
- － 放映権者は、映像の使用に関する申請を受け付け、承認します。

4. パブリックビューイングとは、及び会場の選定

- 東京2020大会におけるパブリックビューイングとは、組織委員会の承認を受けた非営利の団体・組織が、個人の住居以外の場所で、東京2020大会の競技中継を放送と同時に公開し、(1)(2)のいずれかに該当する場合を言います。

(1) 大型映像装置・画面を使用する場合。
(※著作権法（第100条）により、放映権者の許諾が必要です。)

(2) 広報PRを行い、一般公衆に向けて公開する場合。

(1)(2)ともに、IOC・IPCとの契約により、組織委員会によるブランド管理が必要です（アンブッシュマーケティング（便乗商法）の防止（p.29参照）や無料での実施等）。

※本パブリックビューイングでは、競技中継のみが実施可能です。

※大型映像装置・画面とは、市販のテレビ受信機以外の映像装置や画面を意味し、映像を拡大する特別の装置（大型ビジョン、デジタルサイネージ等の大型ディスプレイ、またはプロジェクター等で投影する大型スクリーン）を言います。

※例えば、役所や病院等のロビー、鉄道駅や空港等の通路等で日常的にテレビ映像が放映されている環境でも、市販のテレビ受信機以外の大型画面を設置して競技中継番組を公開する場合には、パブリックビューイングとなります。

- 上記の条件により、パブリックビューイングに該当するかどうか、適切な実施方法・会場が選ばれているか等の事前の確認が必要であり、実施を検討・計画するにあたっては、「広報や告知をすることなく、市販のテレビ受信機を用いて競技中継の公開を行う場合」及び「家庭（個人の住居）内や特定少数の集まりで、競技中継の公開を行う場合」を除き、事前に組織委員会に申請をしてください（p.10参照）。

4. パブリックビューイングとは、及び会場の選定

■本パブリックビューイングは「無料」で実施しなければならず、有料での実施は禁止します。

■パブリックビューイングの実施、及び会場の選定にあたっては、

- ・アンブッシュマーケティングの防止や、TOPパートナー及び東京2020スポンサー（以下「大会パートナー」と言います。）のマーケティング権等への配慮の視点
- ・使用する会場に関わる警察署・消防署への事前相談、及び届出の必要についての確認
- ・会場内及び会場周辺の安全確保に向けた取組み（警備・交通・輸送）
- ・隣接・近隣で開催されるイベントがある場合は、その調整
- ・暑さ対策 等、

ご配慮・対応いただかなければならない条件が多くあります。実施可能な条件を確認し、適切な会場を選定し、申請してください。

※大会パートナーについては、「17. (補足)東京2020大会に係る様々なルールについて」(p.38) をご参照ください。

■条件を満たす場所であれば、屋内・屋外いずれでも実施が可能です。

5. パブリックビューイングを実施できる主体

パブリックビューイングを実施できる主体は、以下のいずれかに該当する「非営利」の団体・組織に限られます。

①全国の自治体

- ・別途定める確認書を提出し、その内容を遵守するもの

②組織委員会と放映権者が実施に合意する団体・組織

- ・その存在を証明でき、別途定める確認書を提出し、その内容を遵守するもの
- ・日本国内に拠点があり、国内での活動実績があるもの

具体的には、以下のような団体・組織が実施主体として認められます。

・行政関連	各地方自治体・各府省庁
・地域関連	自治会・町会、商店街・商店会
・学校関連	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校（専門課程／高等課程／一般課程）、各種学校
・スポーツ関連	競技団体・体育協会
・経済関連	経済界協議会、商工会議所・商工会
・国際関連	国際機関、大使館（ただし、在日機関であり、国内での実施のみに限定）
・その他	児童福祉施設（保育園・児童養護施設等）、公益法人、その他非営利団体等

5. パブリックビューイングを実施できる主体

■「行政関連」における「各地方自治体」とは：

- ・総務省が定める「全国地方公共団体コード」を有する団体です。申請書にコードをご記入ください。
(総務省のホームページ (<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>) をご参照ください。)

■「地域関連」における「自治会・町会、商店街・商店会」、「その他」における「児童福祉施設（保育園・児童養護施設等）、公益法人、その他非営利団体等」は、その存在を証明することができる、定款・会則・活動実績・自治体等への登録書類・発行したパンフレット等を合わせてご提出ください。なお、上記以外の主体においても、その存在を証明することができる書類等のご提出を求める場合がございます。

■「学校関連」における「学校」とは：

- ・「学校」の定義は「学校教育法」または「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づくものとします。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック教育実施校「ようい、ドン！スクール」の認証を受けている学校は、申請書に学校番号をご記入ください。
(「ようい、ドン！スクール」とは：<https://education.tokyo2020.org/jp/about/yoi-don-school/#what>)
- ・組織委員会が連携協定を締結している連携大学については、申請書にその旨をご記入ください。
(連携大学：<https://tokyo2020.org/jp/get-involved/university/list/>)

※今回のパブリックビューイングでは、日本国外での実施はできません。

※上記の申請書については別添の申請書様式をご参照ください。

5. パブリックビューイングを実施できる主体

■「実行委員会」方式や「共催」方式でのパブリックビューイングの実施について：

- ・ 非営利団体のみで構成される場合は、原則として、実施可能です。
- ・ なお、営利団体を含む場合も「実行委員会」方式で実施できる場合がありますが、実施主体の表示は申請時の「〇〇実行委員会」等の名称のみが使用可能です。
 - － 構成員である営利団体名の表示はできません。
 - － パブリックビューイングの実施によって、収益を上げることや構成員である営利団体がPR・宣伝活動を行うこと等は認められません。
 - － 営利団体からは、競技中継に関わる物品や役務の提供による協力のみが可能です。但し、大会パートナーの製品・サービスの供給権の尊重（p.38参照）、及びアンブッシュマーケティングの防止（p.29参照）を遵守していただくことが前提となります。
- ・ 具体的な実施の可否については、組織委員会パブリックビューイング担当にお問合せください。

※物品や役務による協力について：

パブリックビューイングは競技中継のみとしていますので、競技中継に関わる物品や役務の提供による協力以外の協賛を得ることはできません（例：「映像機材の無償貸出、設備の設営や運用に関わる役務の提供」等は可能ですが、「飲食物の提供（暑さ対策として飲料を提供することは除く（p.33参照））や企業名入りのグッズの提供」等はできません）。

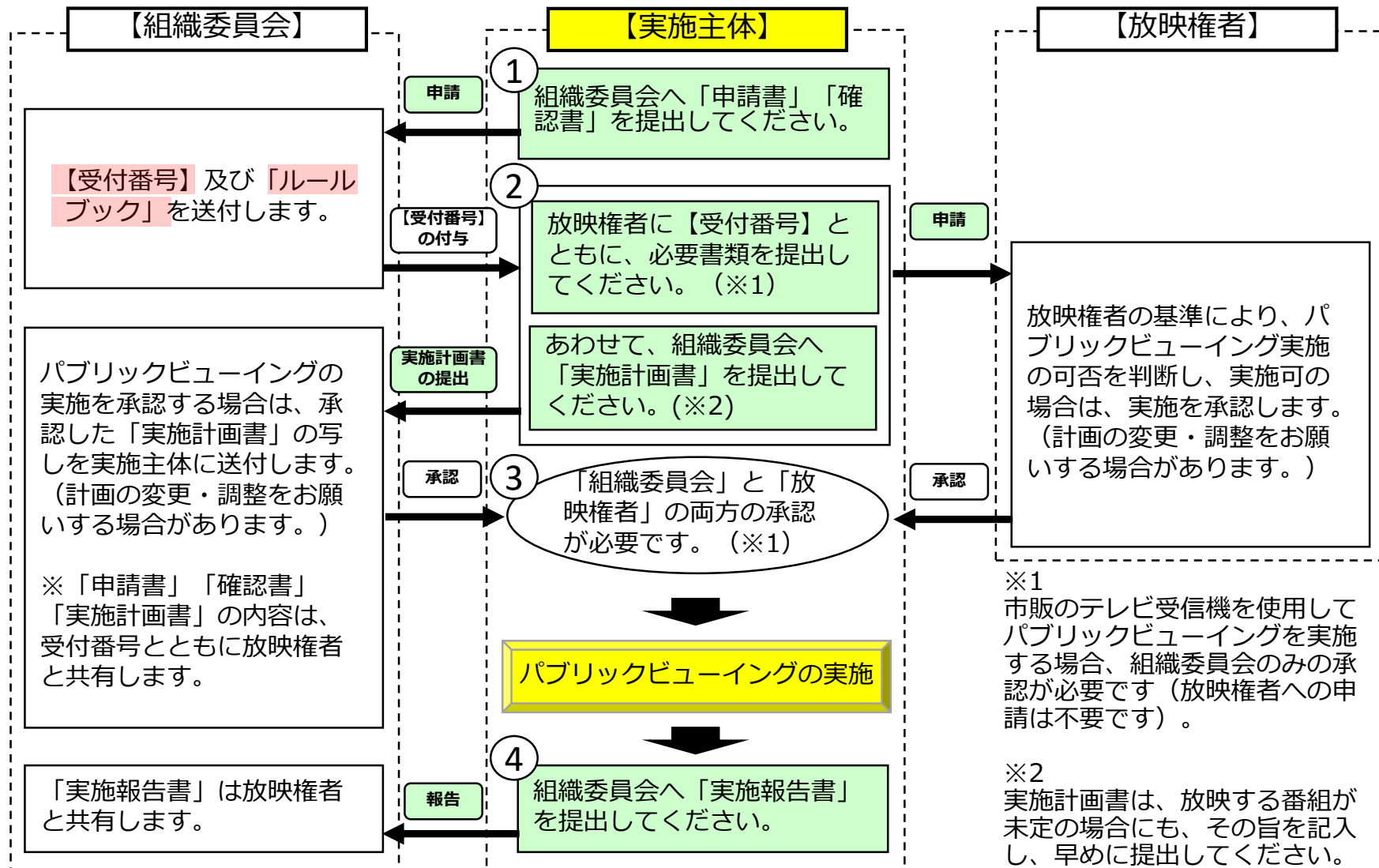
6. 申請の要否の分類

下表のとおり、「公開対象」及び「使用する装置・画面」により、組織委員会への申請、放映権者の許諾の要否が異なります（p.5参照）。実施主体は、実施形態ごとに必要な手続きをお取りください。必要な手続きの詳細は次ページ以降をご確認ください。

パブリックビューイングに該当		公開対象		
		一般公衆に向けて公開 (人数の多寡に関わらない)		関係者限り (特定多数を含む)
		広報あり	広報無し (日常的に放映) (例：役所や病院のロビー等)	(例：学校内、特定団体の 会員限り等)
使用する装置・画面	大型映像装置・画面	必要 (放映権者の許諾が必要)	必要 (放映権者の許諾が必要)	必要 (放映権者の許諾が必要)
	市販のテレビ受信機	必要 (放映権者の許諾は不要)	不要	不要

※本表は非営利団体のみを対象としたものであり、営利団体（企業等）はパブリックビューイングを実施することはできません。ご不明な点は組織委員会にお問合せください。

7. 申請・実施・報告の流れ



7. 申請・実施・報告の流れ

①実施主体は、まず組織委員会に実施の申請を行います。

＜提出物＞

- ・ **申請書** : 実施主体の基本情報を記載する様式です。
「自治体」「学校」「その他団体」の3種類の中から該当する様式で提出してください。
- ・ **確認書** : 組織委員会が定める事項や、放映権者の競技中継の条件等を遵守することを誓約していただく書類です。

※必要に応じて、団体の存在を証明することができる書類を提出してください（p.8参照）。

組織委員会は、「申請書」及び「確認書」を受領後、実施主体に【受付番号】及び遵守事項とその方法を記した「ルールブック」を送付します。

②実施主体は、競技中継の放送番組予定の発表後であれば、組織委員会の承認を待たず、放映権者に、組織委員会の【受付番号】とともに、使用したい番組を申請することが可能です。

放映権者に連絡し、放映権者が求める必要書類を提出してください（p.21参照）。

※市販のテレビ受信機で実施することが確認できた場合、組織委員会への申請は必要ですが、放映権者への申請は不要です（ただし、NHKの受信契約及び受信料の支払いは必要です）。

映像使用の申請は、会場での放映を希望する競技（番組）を選択し、

- － オリンピックにおいてはNHKあるいは民放オリンピック事務局に、
- － パラリンピックにおいてはNHKに、行ってください。

放映権者は、使用される放送番組を確認し、その使用を承認します。

※なお、放送番組については、放送番組予定の発表の後でも、放映権者の都合により変更となる場合があります。予め、ご承知おきください。

7. 申請・実施・報告の流れ

②実施主体は、組織委員会に実施計画書を提出します。

＜提出物＞

- ・ **実施計画書** : 実施会場や実施計画を記載する様式。

組織委員会は、実施会場や実施計画の内容を確認し、実施を承認します。
(使用する放送番組が決定していない場合にも、早めの提出をお願いします。)

③組織委員会と放映権者の両方の承認を得ることにより、各実施主体は、パブリックビューイングを実施することが可能となります(ただし、市販のテレビ受信機を使用してパブリックビューイングを実施する場合においては、放映権者への申請は不要です)。

④実施主体は、パブリックビューイング実施後、組織委員会に実施報告書を提出します。

＜提出物＞

- ・ **実施報告書** : 来場者数や会場の様子等を報告する様式。

※実施報告書は、パブリックビューイング実施日後から2週間以内に提出してください。実施日を変更した場合や実施を中止した場合にも報告をお願いします。

※「申請書」・「確認書」・「実施計画書」・「実施報告書」の記入は、別添の各様式及び記入例をご使用・ご参照ください。

7. 申請・実施・報告の流れ

- 提出された実施計画書を組織委員会が受理し、承認する場合は、書類受理后、2週間以内をめどに承認印を押印した実施計画の写しをeメールで返送します。
 - ・ 承認に際しては、計画の変更・調整をお願いする場合があります。
 - ・ 組織委員会からの計画の変更・調整の求めに対し、ご対応をいただけない場合には、不承認（実施不可）となる場合があります。

- パブリックビューイングの実施にあたっては、警察署・消防署への届出や申請が必要になる場合があります。実施を検討される場合は、想定される計画をもって、事前に早めに所轄の警察署・消防署にご相談ください。

- 開催時間の決定に際しては、以下の項目等を考慮し、総合的に判断し、決定してください。
 - ・ 競技中継時間
 - ・ 観客の帰宅手段の確保（電車やバス等、公共交通機関の最終便）
 - ・ 各自治体で制定された青少年保護育成条例の青少年の深夜外出規制
 - ・ 会場の近隣区域への騒音等の影響等

7. 申請・実施・報告の流れ

- 実施計画書やその付属書類には、提出・申請時点での計画をご記入ください（実施日時・会場、開催規模（想定人数）、放映予定の番組（競技種目）、実施目的 等）。
 - － 放送番組予定の公表後、使用する放送番組の決定時に変更することも可能です。
- 「申請書」・「確認書」、「実施計画書」の提出期間は、事務手続き上、原則として、2020年4月1日（水）よりパブリックビューイング実施予定日の4週間前までとします。それ以降の申請・提出を希望される場合は、個別に組織委員会にご相談ください。
- パブリックビューイングを実施する日時を変更する、あるいは中止する場合は、放映権者に連絡・相談し、指示に従ってください。
- 組織委員会への申請（書類の提出）方法
 - ・ 必要な書類の提出及び組織委員会からの回答・返送はeメールによることを基本とします。
 - ・ 「申請書」「確認書」「実施計画書」については、Excel（あるいはPDF）ファイルとともに、署名・捺印した各書類をスキャナーで取り込んだファイル(pdf/jpg/pngのいずれかのファイル形式)を提出してください。
 - ・ 「実施報告書」については、Excelファイルを提出してください。
 - ・ eメールによる書類の提出が難しく、郵送・ファックス等での提出を希望する場合は、eメールで一度お問合せください。その上で、調整させていただきます。
- 提出先
公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
広報局 事業部 都市活動・ライブサイト課 パブリックビューイング担当
E-mail : pv2020@tokyo2020.jp

8. 放映できる映像

- 競技中継を行うためには、東京2020オリンピック大会においてはJC、東京2020パラリンピック大会においてはNHKの承認が必要となります。
- 会場で放映できる番組は以下のとおりです。

生中継	会場でテレビの地上波放送・衛星放送の競技中継番組を受信し、リアルタイムで放映できます。
再放送	各局が放送する競技の再放送番組を受信し、リアルタイムで放映できます。
ハイライト番組	各局が放送する競技のハイライト番組を受信し、リアルタイムで放映できます。

※実施主体が録画した番組の放映や、インターネット配信映像等の上映はできません。

- 放映できる映像には、以下が含まれます。通常のテレビ番組として流れている内容をそのまま流してください。
 - ・ 競技中継映像
 - ・ 実況解説（日本語音声）
 - ・ 競技結果テロップ
 - ・ その他、各放送局が中継画面に乗せるテロップ

8. 放映できる映像

■ 放映できない映像は、以下のとおりです。

- ・ CM（番組スポンサーのコマーシャルフィルム・提供テロップ・放送局の番組宣伝）
- ・ スタジオ部分（競技会場場面ではない部分）

■ 会場で放映する映像（番組）については、放映権者である各放送局の制作・編集・出演者・アナウンサー等の権利、また非大会パートナーも含む様々なCM等、多くの権利が含まれます。これらの権利保護も念頭に置き、適切に映像を放映いただく必要があります。

■ 放送番組を使用する際、著作権上の理由から、原則として番組のスタジオ部分をカットする必要があります。ただし権利がクリアされた場合はカットせず、原則としてスタジオ部分も放映してください。

■ 競技中継の合間に流れるCMについては、パートナー権利保護や屋外広告物に係る法令等の理由から、全てカットする必要があります。

8. 放映できる映像

- スタジオ部分の権利について、各局の方針が決定するのは大会直前になる可能性が高いので、まず運営上では「CMとスタジオ部分は基本的にカットする」ことを前提として、オペレーションをご検討ください。
 - ・会場には映像オペレーターを配置し、必要に応じて他の画面に切り替え、CM等を表示しないような対応ができるようご準備ください。
 - ・カット中は、画面表示を消す、あるいは自治体や非営利団体のマーク等の静止画を投影するようお願いします。
 - ・なおCMの入るタイミングについては放送局の編成に関わってくるため事前にお伝えすることはできませんので、会場にてオペレーターの目視によるご対応をお願いします。
- 地デジアンテナやBSアンテナで受信した映像（地上波・衛星放送）に加えて、ケーブルテレビやインターネット回線等を利用したテレビ（IPマルチキャスト放送＝ひかりTV等）を利用し、NHKおよび民放の番組（生放送）の競技映像を放映することも可能です。
（インターネット上の動画（YouTube、NHKが配信する「NHK東京2020オリンピックサイト」「NHK東京2020パラリンピックサイト」、民放が配信する「gorin.jp」等の競技映像）を放映することはできません。）

ケーブルテレビ等でNHK及び民放の番組が放送されるかどうかは、各ケーブルテレビ会社等にお問合せください。
- 放送番組については、放送番組予定の発表の後でも、放映権者の都合により変更となる可能性があります。予め、ご承知おきください。
- 日程変更や競技結果等により使用する放送番組を変更する場合も、その都度、放映権者との協議確認が必要となる場合がありますので、各放映権者にお問い合わせください。

※詳細については、申請後に送付するルールブックでご案内します。

8. 放映できる映像

- 放映権者による放送番組予定の発表は、以下のスケジュールを予定しています。

放送番組については、放送番組予定の発表の後でも、放映権者の都合により変更となる場合があります。予め、ご承知おきください。

放送番組予定等は、各局のホームページで都度ご確認ください。

2020 年 6～7 月予定	JC	オリンピック競技のうち、何の競技を地上波・衛星放送で生中継するかを決定
2020 年 6～7 月予定	NHK	パラリンピック競技のうち、何の競技を地上波・衛星放送で生中継するかを決定
2020 年 6～7 月予定	JC/NHK	地上波・衛星放送で生中継される競技のうち、何の競技をどこの放送局が放送するのか決定
放送番組 予定決定後	実施主体	申請書の受付番号と共に、NHK または民放オリンピック事務局に使用したい番組を申請
実施完了後	実施主体	実施完了後、2 週間以内に組織委員会へ「実施報告書」を提出

9. 費用負担

- 会場の準備・設営、警備、通信、放映、PR・広報等、パブリックビューイングの実施に必要な費用は、すべて実施主体による負担となります。
- パブリックビューイングの実施にあたって、NHKの放送番組を受信可能な受信機を設置した場合（リースした受信機を含む）、会場で実際に放映する番組がNHKか、民放かに関わらず、また、実際にパブリックビューイングを実施したかにかかわらず、NHKと受信契約を締結し、放送受信料を支払う必要があります。
- 民放による放送番組を使用する場合は、パブリックビューイングに映像を提供するにあたって必要な諸経費として「制作協力費」の支払いが必要になります（NHKによる放送番組のみを使用する場合は、制作協力費は不要です）。制作協力費は、使用する会場の収容可能人数で決まります（実施結果の人数ではありません）。
※詳細については、申請後に送付するルールブックでご案内します。
- 民放による放送番組を使用する場合、申請・費用支払い先の窓口は「民放オリンピック事務局」になります（p.21参照）。
- 民放による放送番組を使用する場合、天候の影響や応援予定選手の欠場等の理由により、パブリックビューイングを実施しなかった際に、その分の制作協力費の支払いは不要です。パブリックビューイングを中止すると判断した際、及び実施日程を変更する際には、実施予定当日までに「民放オリンピック事務局」にご連絡ください。
- NHKによる放送番組を使用する場合、パブリックビューイングの実施日程を変更・中止する際は、その都度の連絡・報告は不要です。

10. 映像使用に関する問合せ・申請先

■NHK：

【放送番組発表（2020年6～7月予定）までのパブリックビューイング全般についてのお問合せ】

- ・NHK関連事業局 大型画面受信公開担当 E-mail：m05101-pv2020@li.nhk.or.jp

【放送番組発表（2020年6～7月予定）後、申請についてのお問合せ】

- ・パブリックビューイングを実施する地域の最寄りのNHK各放送局にお問合せください。

「NHKオンライン | 全国のNHK」 <https://www.nhk.or.jp/toppage/zenkoku/>

上記Webページの問い合わせフォームからお問い合わせまたは申込書類をご請求ください。

- ・東京都内は下記にお問い合わせください。

NHK関連事業局 大型画面受信公開担当 E-mail：m05101-pv2020@li.nhk.or.jp

【放送受信契約についてのお問合せ（随時）】

- ・パブリックビューイングを実施する地域の最寄りのNHK各放送局にお問合せください。

「NHKオンライン | 全国のNHK」 <https://www.nhk.or.jp/toppage/zenkoku/>

上記Webページの問い合わせフォームからお問い合わせください。

■民 放：

民放オリンピック事務局 E-mail：pv@j-ba.or.jp

11. 使用できる呼称

■パブリックビューイングの実施に際しては、以下いずれかの呼称のみが使用できます。

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会パブリックビューイング
- ・東京2020オリンピック競技大会パブリックビューイング
- ・東京2020パラリンピック競技大会パブリックビューイング
- ・東京2020大会パブリックビューイング

※上記の事業名称の後に各実施主体が独自の副題（営利を目的としていないもの）をつけることが可能です。のぼりや横断幕に副題を付した事業名称を用いる場合は、申請時、組織委員会にて確認させていただきます。内容や表現によっては、調整や変更をお願いすることがあります。

(例)

東京2020大会パブリックビューイング

～ みんなで東京2020大会を盛り上げよう ～

12. 基本スケジュール

■ 2020年 1 月	詳細内容の公表 (今回)
■ 2020年 4 月1日以降 ※1	組織委員会へ申請書、実施計画書の提出
■ 放送番組予定決定次第 ※2	放映権者へ使用する番組の申請
■ 2020年 7 月24 (22) 日～ 9 月6日	パブリックビューイングの実施 (8/10～8/24のオリンピックからパラリンピックへの移行期間を除く)
■ 実施後 2 週間以内	組織委員会へ実施報告書の提出

※1 2020年 4 月1日以降の組織委員会への実施申請について：

- ・ 放送番組予定が未発表で、実施計画が確定していない時点でも、パブリックビューイングの実施を検討している場合は、
 - － パブリックビューイングに該当するかどうか
 - － 予定している会場や施設が開催に適しているか
 - － 隣接した他のイベントが同時に開催されるか
 - － 警察署・消防署等の諸機関への相談・届出の必要 等、

事前に確認し、進めておくことが望ましい手続きがありますので、早めに組織委員会までご相談・申請をし、実施計画書を提出してください。

※2 放送番組予定のスケジュールは、p.19をご参照ください。

13. 使用可能なPRツール

- パブリックビューイングでは、組織委員会が開発し指定するPRツール（エンブレム・ロゴマーク等の利用、ポスター・のぼり等への展開）を作成・使用できる場合があります。実施主体によって使用の可否・範囲が異なりますので、右記の表によりご確認ください。

PRツール	使用可能な実施主体	参照ページ
東京2020大会エンブレム  東京 2020 オリンピックエンブレム 東京 2020 パラリンピックエンブレム	東京都・都内自治体 関係自治体(※1) 各府省庁	p.26
指定PRツール ポスター (例)  のぼり (例)  懸垂幕 (例) 	地方自治体 (都道府県、市町村及び東京都特別区) 各府省庁 JOC加盟競技団体 JPC加盟競技団体	p.26
東京2020教育プログラムマーク 	「よい、ドン！スクール」(※2)	p.27
東京2020参画プログラム公認・応援マーク 公認プログラム  応援プログラム  公認プログラムマーク 応援プログラムマーク	東京2020参画プログラム (※3) (主体によって使用できるマークが異なります)	p.28

13. 使用可能なPRツール

※1 関係自治体とは、東京2020大会の競技会場が所在または自転車競技ロードレースのルートが通過する自治体と言います。

※2 対象となる学校は、以下のとおりです。

(国立・公立・私立は問いません。私立の小・中・高等学校については、原則、学校法人が設置するものに限ることとします。)

○日本全国に所在する下記の学校が実施する事業

幼稚園*、幼保連携型認定こども園*、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校高等課程（高等専修学校）*、各種学校として認可を受けた外国人学校（留学生を対象とする日本語学校を除く）*

○日本国外に所在する日本人学校（私立在外教育施設を含む）が実施する事業

（ただし、今回のパブリックビューイングでは、日本国外での実施はできません。）

* 幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校高等課程（高等専修学校）及び外国人学校については、学校法人以外が設置するものも含むこととします。

※3 東京2020参画プログラムの対象団体は以下のURLよりご確認ください。

<https://participation.tokyo2020.jp/jp/organizer/>

13. 使用可能なPRツール

■ 東京2020大会エンブレム

「東京都」「都内自治体」「関係自治体」「各府省庁」は、東京2020大会エンブレムの使用が認められています。また、その他に、大会モットーや独自ツールを使用できる場合もあります。使用にあたっては、組織委員会マーケティング局ブランド管理部にご確認ください。

■ 指定PRツール

「地方自治体（都道府県、市町村及び東京都特別区）」「各府省庁」「JOCまたはJPC加盟競技団体」は、組織委員会がデザインを規定する各種PR用ツール（例：ポスター、のぼり、横断幕、懸垂幕等）を使用することができます。使用にあたっては、組織委員会マーケティング局ブランド管理部に事前に申請し、承認を受けていただきます。

マーケティング局 ブランド管理部	brandmanagement@tokyo2020.jp
---------------------	------------------------------

13. 使用可能なPRツール

■東京2020教育プログラムのマーク等の使用について

パブリックビューイングの実施にあたり、学校（大学等を除く）は、東京2020教育プログラムのマーク等を使用できる場合があります。マークの使用に際しては、東京2020オリンピック・パラリンピック教育実施校（愛称：「ようい、ドン！スクール」）として、組織委員会の認証を受ける必要があります。認証の対象となる学校や申請手続きについての詳細は、「東京2020教育プログラムガイドライン-東京2020教育プログラム 学校編-」を以下のウェブサイトからご参照ください。

東京2020教育プログラム ガイドライン-東京2020教育プログラム 学校編-
<https://education.tokyo2020.org/jp/teachers/authorization/>

なお、「ようい、ドン！スクール」の申請期限は、以下のとおりとなっています。

対 象	認証 受付終了	マーク等使用申請 受付終了
「ようい、ドン！スクール」	2020年 5月29日（金）	2020年 7月22日（水）

※マークを「教育目的」または「教育的かつ機運醸成につながる活動」に限って使用される場合は、認証を受けた段階でマークの使用が可能となります。ただし、Webやチラシ等、教育現場の外の不特定多数に向けた広報媒体でマークを使用される場合は、認証を受けた後、別途マーク等使用申請が必要となりますので、組織委員会に「申請書」を提出する際に併せてご申請ください。

※既に「ようい、ドン！スクール」として認証を受けている場合は、再度、認証申請をしていただく必要はありません。

＜「ようい、ドン！スクール」についての問合せ先＞
東京2020参画プログラムコールセンター

電話番号:0570-00-6620 (有料)
受付時間：平日9:00～17:00
※土日祝日、年末年始を除く

13. 使用可能なPRツール

■ 東京2020参画プログラムの公認・応援マーク使用について

パブリックビューイングの実施にあたり、希望する実施主体は、東京2020参画プログラムの公認・応援マークを使用できる場合があります。マークの使用に際しては、東京2020参画プログラムの申請手続き（主体登録、アクション申請、マーク等使用申請）が必要になります。マークの使用ができる主体や必要な手続き等の詳細については、組織委員会の「東京2020参画プログラム」特設サイトをご覧ください。

東京2020参画プログラム特設サイト

<https://participation.tokyo2020.jp/jp/>

なお、東京2020参画プログラムの申請受付期限は、以下のとおりとなっています。マークの使用をご検討される場合は、期限までに手続きいただきますようお願いします。

対 象	アクション申請 受付終了	マーク等使用申請 受付終了
①応援プログラム (地方自治体が主体となる場合を除く)	2020年 3月31日（火）	2020年 5月29日（金）
②公認プログラム及び 地方自治体が主体となる応援プログラム	2020年 5月29日（金）	2020年 7月22日（水）

<東京2020参画プログラムについての問合せ先>
東京2020参画プログラムコールセンター

電話番号:0570-00-6620 (有料)
受付時間：平日9:00～17:00
※土日祝日、年末年始を除く

14. アンブッシュマーケティングの防止

■ アンブッシュマーケティングの防止

- ・ オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」と言います。）に関する知的財産の無断使用、不正使用ないし流用は、アンブッシュマーケティングと呼ばれ、IOC・IPC・組織委員会の知的財産権を侵害するばかりでなく、ひいては大会の運営や選手強化等にも重大な支障をきたす可能性があります。
- ・ パブリックビューイングにおけるアンブッシュマーケティングを防止するために、会場内や広報・PR等で大会に関する知的財産（PRツール等）を使用する場合、事前に組織委員会への申請・承認が必要となります。
- ・ また、大会パートナーに付与された権利及び機会を保護するために、会場内や広報・PR等において、非大会パートナーのブランド等の露出がないよう対応をとっていただく必要があります。
- ・ 実施する会場についても、営利活動及びアンブッシュマーケティング（商品の配布等）に結びつかないようにご配慮ください。（例：商業施設・民間施設や商店街による商品の配布）
- ・ アンブッシュマーケティングの防止に向けて、会場内を定期巡回し未然防止に努める、アンブッシュマーケティングを発見した場合には当事者にその行為の自粛を求めるといったご対応をお願いします。

※詳細については、申請後に送付するルールブックでご案内します。

15. 告知や広報、配布物、自主制作物

■告知や広報、配布物

- ・チラシや広報誌、ウェブサイト等によるパブリックビューイング実施の告知や広報、配布物（うちわ・スティックバルーン等）についても、遵守していただくルールがあります。
- ・広告物等の作成に際しては、組織委員会に事前に申請し、承認を受けていただきます。内容や表現によっては、調整や変更をお願いすることがあります。
- ・なお、実施に伴う広報PR関連の活動は、すべて実施主体にて行ってください。
（例：実施の公表、問合せ対応、各種告知、メディア対応等）

■自主制作物（応援グッズ、横断幕、のぼり等）

- ・暑さ対策や競技中継の応援グッズとして、うちわ、タオル、スティックバルーン等を来場者に無料で配布することができます。
- ・なお、応援グッズ、横断幕やのぼり等を含めた自主制作物には、商業的な要素が含まれるもの（企業名の入ったもの等）は使用できない等の遵守していただくルールがあります。
- ・制作に際しては、組織委員会に事前に申請し、承認を受けていただきます。内容や表現によっては、調整や変更をお願いすることがあります。

※詳細については、申請後に送付するルールブックでご案内します。

16. ご注意いただきたい点

■パブリックビューイングの実施にあたり、以下のような行為はできません。

- ・特定の思想、宗教の布教・勧誘を目的とするもの
- ・政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- ・人種差別的な主張・観念を表示もしくは連想させるもの
- ・反社会的勢力との関係があるもの
- ・実施する団体のPRや商品等の販売活動を目的とするもの
- ・宣伝行為、ビラ等の配布
- ・「東京2020大会を名目」にふるさと納税などの寄附を集めること
- ・会場内での物販や飲食物の販売
- ・その他、IOC・IPCまたは組織委員会、放映権者が不適当と判断したもの

※申請時に誓約していただく確認書の条項（「10.アンブッシュ・マーケティングの防止」や「11.禁止行為」等）もご確認ください。

※ブランド保護、大会パートナーの権利保護、アンブッシュマーケティングの防止、商品・サービスの供給権等に違反する行為、あるいは上記のような本ガイドラインや付属する書類に定める違反行為を発見した場合には、組織委員会が承認の取消し、注意勧告等の対応をする場合があります。

16. ご注意いただきたい点

■ 自主警備及び警察・消防・公共交通機関等との調整

- ・ 自主警備を原則とし、安全対策や開催する場所・時間等について、地域の実情に応じ計画段階から地元の警察・消防や公共交通機関等との調整をお願いします。

※自主警備の着眼点

- ・ 定員管理
- ・ 会場範囲（管理区分）の明確化
- ・ 来場者の誘導や会場内の安全確保

※パブリックビューイングの実施にあたっては、各実施主体において消防等への届出等が必要となる場合があります。予定される会場が決定次第、早めに警察署や消防署等の関係機関にご相談ください。

※詳細については、申請後に送付するルールブックでご案内します。

■ 事件・事故等の報告

- ・ まず、事件・事故等の状況に応じて、速やかに警察・消防等に連絡ください。
- ・ メディアに報道されるような社会的な関心の高いと思われる『人的被害を伴う事件・事故等』が生じた場合には、速やかに「事件・事故報告書」の様式をご使用いただき、組織委員会パブリックビューイング担当（pv2020@tokyo2020.jp）にご報告ください。（様式を使用して報告することが難しい場合、eメールにより、メールの本文に直接事件・事故の内容を記載し、ご報告ください。）

【事件・事故等の例】

- ・ 猛暑により来場者に熱中症患者が多数発生
- ・ パブリックビューイング会場及び周辺で人が溢れて将棋倒しの事故が発生
- ・ 爆発（テロや火災）により死傷者が発生
- ・ 台風や地震等の自然災害により負傷者が発生、等

16. ご注意いただきたい点

■多言語対応

- ・パブリックビューイング会場には、外国人観光客の来場も想定されます。その方々にも楽しんでいただけるよう、英語を始めとした多言語対応について、会場の特性やニーズに応じ、通訳スタッフの配置や各種案内方法（災害時の避難誘導を含む）をご検討ください。

■暑さ対策

- ・夏期の実施になる今回のパブリックビューイングでは、屋内外ともに暑さ対策が必要になります。
- ・特に長時間、屋外でパブリックビューイングを楽しむ観客に対しては、日射の遮蔽や冷却等の対策、熱中症予防のための水分補給等の呼びかけ、救護体制等が必要となります。
- ・飲料については、暑さ対策の観点から、来場者個人による持込、及び実施主体による無料配布は可能です。（ただし、その場合も、アンブッシュマーケティングの防止にご配慮ください。）
- ・実施会場に合わせて、観客及びスタッフの安全対策をご検討ください。

【参考】環境省「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2019」

http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_gline.php

■アクセシビリティへの配慮

- ・パブリックビューイング実施会場においては、障がいの有無に関わらず、すべての来場者に向けてアクセスの機会を提供するよう配慮をお願いします。

【参考】Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン

https://tokyo2020.org/jp/organising-committee/accessibility/data/accessibility-guidelines_JP.pdf

16. ご注意いただきたい点

■ リスク対策

- ・ 暑さ以外にも、イベントには様々なリスクが考えられます。リスクは、以下のように「突発型災害」「進行型災害」「その他」に大きく分けられます。

区 分	種 類
主な突発型災害	大規模地震、津波、噴火、テロ、火災 等
主な進行型災害	気象災害（台風、高潮、水災、風災 等）
そ の 他	雑踏事故、食中毒、感染症、事件・事故 等

- ・ 突発型災害が起きた際に、外国人を含む来場者に対して速やかに緊急避難や対応が取れるように、また進行型災害が予想されたら段階的にどのような準備態勢を敷くか等、リスクの特性に応じて、対応策をご検討ください。また、リスクの発生により、傷病人の救護、来場者の避難誘導等も必要になる場合がありますので、併せてご検討ください。
- ・ リスクが発生した際（特に人的被害が発生した際）に、迅速かつ適切に対処するため、事前に緊急時の連絡体制を構築してください。
- ・ リスクの発生に伴う損害に備えるため、損害保険及びその他の必要な保険への加入等の検討もお願いします。

16. ご注意いただきたい点

■ 大会運営への配慮

- ・パブリックビューイングの実施をオリンピック・パラリンピックの競技会場周辺で検討する場合は、大会の運営に支障をきたすことがないように、またアスリートや大会関係者、観客の導線及び大会物資の輸送に影響を与えないよう、競技会場とパブリックビューイング会場との間で一定の距離を確保する、観客が混同しないようサインによる誘導を検討する等の配慮をお願いします。

■ 持続可能性への配慮

- ・組織委員会は「環境」のみならず「社会」及び「経済」の側面をも含む幅広い持続可能性に関する取り組みを行っています。パブリックビューイング実施にあたっては、以下のような持続可能性に配慮した取り組みをご検討ください。

【参考】持続可能性への配慮に関する組織委員会の取組

<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/>

- 物品や資機材等の調達について、レンタル・リースを優先し、購入せざるを得ない場合は、可能な限り発注段階から再使用・再生利用しやすい仕様にすることや、使用後の譲渡先を確保するなど、再使用、再生利用にご協力ください。
会場で発生する廃棄物についても、容器包装(レジ袋、使い捨て容器、梱包材や包装材等)の削減、適切な分別を実施するなど3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みをお願いします。
- 省エネ機器の利用など、CO₂ 排出量の回避・削減への取り組みをお願いします。
- 子どもから高齢者、障がい者や外国人、LGBT等、多様な方々が参加しやすいよう、言語、宗教的・文化的な違い等に配慮した運営をお願いします。
- ・また、組織委員会は持続可能性に配慮した調達コードを策定しています。新たに調達を行う場合は、かかる調達コードを踏まえ、調達における持続可能性への対応についてご検討ください。

【参考】持続可能性に配慮した調達コード

<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/>

16. ご注意いただきたい点

■ 目的外利用の禁止

- ・実施申請を行った実施主体は、パブリックビューイング実施に際して組織委員会から提供を受けた一切の情報について、パブリックビューイング実施以外の目的に利用することはできません。

■ 情報公開

- ・提出書類、実施報告等に記載された申請主体名や実施内容等の情報を、編集あるいは実施主体の確認等の適切な処理の後、組織委員会または組織委員会が認める第三者のウェブサイト等において公表する場合があります。
- ・また、これらの情報は、組織委員会の裁量・判断にて審議、事後評価、機運醸成促進、事業連携等の目的で、外部有識者や政府・地方自治体等の関連団体に提供されることがあります。

■ 個人情報の取扱い

- ・提出書類等に記載された個人情報は、組織委員会のプライバシーポリシーに関する規定に則り、適正に管理します。

【参考】組織委員会のプライバシーポリシー <https://tokyo2020.org/jp/privacy-policy/>

■ 留意事項

- ・パブリックビューイング実施を承認された実施主体が、本ガイドライン及び関係規則、または組織委員会の指示に反した場合や、組織委員会から実施が不適当と認められた場合は、組織委員会はいつでも実施の承認を取り消すことができることとします。
- ・また組織委員会は、必要に応じて本ガイドライン等を改訂できるものとし、実施主体は改訂後の内容を遵守することとします。

17. (補足) 東京2020大会に係る様々なルールについて

(1) ブランド保護

大会エンブレム・大会マスコット・ロゴ・用語・名称をはじめとする、大会に関する知的財産は、IOC、IPCまたは組織委員会が独占的にその権利を保有しています。日本国内では組織委員会がその管理を任されており、限られた主体（開催都市、各府省庁、関係自治体等）のみ使用が許諾されています。

【参考】知的財産の保護 <https://tokyo2020.org/jp/copyright/>

■大会に関する知的財産の例

大会に関する知的財産の例としては以下のようなものがあります。



オリンピックシンボル



パラリンピックシンボル



東京2020 オリンピックエンブレム



東京2020 パラリンピックエンブレム



メダル (画像は東京2020
オリンピックメダル)



大会マスコット



ビクトグラム

※

Um mundo novo
A new world
大会モットー



聖火台/トーチ
(写真はトーチ)



大会画像

※リオ大会を事例として掲載しています。



過去のイメージ
(例: 64年東京大会)

Tokyo 2020
大会呼称

17. （補足）東京2020大会に係る様々なルールについて

（2）大会パートナーの権利保護

大会パートナーには、これらの知的財産の使用権の許諾の対価として多額の協賛金を拠出いただいております。この資金が、大会の安定的な運営及び日本代表選手団の選手強化における大きな財源となっています。従って、大会パートナーのマーケティング活動を妨げるような知的財産の無断使用はお控えください。

【参考】東京2020大会 大会パートナー一覧

<https://tokyo2020.org/jp/organising-committee/marketing/sponsors/>

■ マーク・公式名称の使用権

パブリックビューイングの実施にあたって特に配慮すべき権利は以下のとおりです。



東京 2020 オリンピックエンブレム



東京 2020 パラリンピックエンブレム



JOC 第2エンブレム



JPC 第2エンブレム

がんばれ!ニッポン!

JOC スローガン

- ・大会パートナーは公式スポンサー呼称（東京2020大会、日本代表選手団）を使用できます。
例：「○○（パートナー名）は、東京2020オリンピック・パラリンピックを応援しています。」

■ 製品・サービスの供給権

パブリックビューイング実施に際して、製品・サービスを調達する場合は、大会パートナーに供給の機会（見積もり取得等）を与えていただくようお願いします。また、大会パートナーに供給の機会を与えたにもかかわらず、その製品・サービスを調達しないことになった場合は、非大会パートナーから製品・サービスを調達することができますが、その場合には、ノンブランドまたはマスキング（テープや布等でブランドや企業名を覆い隠すこと）等の対応が必要になります。

17. （補足）東京2020大会に係る様々なルールについて

（3）大会名称・本事業名称の使用上の注意点

大会の名称及び、東京2020大会における日本国内でのパブリックビューイングの名称の使用にあたっては、自己もしくは第三者の商品・サービス等を宣伝する、寄付金を募る等の資金調達を目的とする場合には名称の使用は認められません。

広告媒体で「パブリックビューイング」の名称を他のイベント情報と近い位置で使用する際は、明確に区別をし、他のイベントが「パブリックビューイング」の一部として（オリンピックやパラリンピックの一部として）実施されるものと誤認されるような表現とならないよう、留意してください。

大会についての名称は以下の名称を使用してください。

大会名称		
大会正式名称	第32回オリンピック競技大会（2020／夏） 東京2020パラリンピック競技大会	※両大会を一つで表現する場合は、 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」を使用
大会略称	東京2020オリンピック・パラリンピック 東京2020大会※ 東京2020※	※同ページ・章内等、本大会を指していることが明確な場合のみ使用 可。“東京”と“2020”の間は半角スペースなし。
オリンピック単独の略称	東京2020オリンピック競技大会 東京2020オリンピック	
パラリンピック単独の略称	東京2020パラリンピック	

17. (補足) 東京2020大会に係る様々なルールについて

■「2020」の読み方：ニーゼロニーゼロ

- 大会名称・大会略称について、原則として、p.39にある名称以外の名称は使用できませんが、CM・ポスター・パンフレット・対外発出文書等のスペース上の制限がある場合にのみ、下記のように名称を使用することができます。ただし、プレスリリースで使用することはできません。
 - ・使用できる名称の例：「2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて・・・」

■使用できない名称の例：

- ・「五輪」、「オリ・パラ」、「東京二〇二〇」、「TOCOG」は使用不可。
- ・日本語文中では原則として「東京2020」を使用し、アルファベット「Tokyo 2020」は使用不可。

■オリンピック・パラリンピック関連用語：

選手団やファミリー等、オリンピック・パラリンピックに関連する用語の表記をする際は、初出にて必ずオリンピック・パラリンピックの両大会を併記もしくは、どちらを指すか明記したうえで使用してください。

- ・例：オリンピック・パラリンピックファミリー、オリンピック・パラリンピック選手団

18. 担当連絡先

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
広報局 事業部 都市活動・ライブサイト課
パブリックビューイング 担当

E-mail : pv2020@tokyo2020.jp